

自社株評価

配当還元法

配当還元法とは

- 同族とみなされない者(個人・法人)が保有する自社株は配当還元法という方法で評価される。
- 通達の式は右の通り

$$\text{評価会社の1株あたりの価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

【注意事項】

年配当額は1株の資本金等を50円とした時の1株配当額、10%で割ることは配当の10倍が資本金と評価されること、右の項の50円で割っているのは実際の株式の資本金等が50円株の何倍あるかを算出している。

配当還元の基本の仕組み

- 元本と利率から利息を算出
 - **元本 × 利率 = 利息**
- 利息から元本を算出
 - **利息 ÷ 利率 = 元本**
 - 現在 利率が10%として、5円の利息が得られるなら元本は50円
- 配当から資本金を算出方法が配当還元となる。
 - **配当 ÷ 利率 = 資本金** この関係は元本と利息に同じ。
 - 1株の資本金が50円となる株式において配当が5円の時市場の利率が10%なら元本(資本金)は50円、3円なら30円と評価する。
 - 配当還元法の式は10%で割っているなので、利率は10%と想定して株価を算出していることになる。

配当還元法

- 無配当や低い配当は？
 - 最低でも2.5円の配当を出していると想定される。
 - 1株の資本金等を50円としているので最低でも25円で評価される。
- 原則的評価(純資産法、類似業種比準法)との違い
 - 原則的評価は一株あたりの成分に資本金、資本準備金、利益剰余金等の要素があることに対して、資本金分までの評価なので割安である。